

高松市・国分寺町合併協議会会議録  
第 6 回 会 議

平成 1 6 年 7 月 1 3 日 (火)

高松市・国分寺町合併協議会



# 高松市・国分寺町合併協議会会議録

## 第6回会議

### 1 日時

平成16年7月13日(火)午後1時30分開会・午後2時55分閉会

### 2 場所

高松市役所 13階 大会議室

### 3 出席委員 23人

会長	増田昌三	委員	末澤進
副会長	福井則史	委員	山下義男
委員	井竿辰夫	委員	岡西定雄
委員	土井信幸	委員	綾野忠雄
委員	谷本繁男	委員	大捕宣英
委員	宮崎直	委員	千葉規美子
委員	大橋光政	委員	柘植敏秀
委員	川染勉	委員	白井加寿志
委員	梶村傳	委員	大比賀郁夫
委員	大浦澄子	委員	池崎清子
委員	三笠輝彦	委員	松岡隆義
委員	森谷芳子		

### 4 欠席委員 なし

### 5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	佐々木英典
副幹事長	土井信幸(委員兼務)	幹事	川上保直
幹事	熊野實	幹事	武下文男
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 3人

産業部会委員	帯 包 正 夫	水道部会委員	葛 西 富 夫
農業委員会部会委員			
土木部会委員	森 口 理		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班	安 西 正 門
事務局次長	加 藤 昭 彦	総務班 兼調整班	森 田 大 介
事務局次長 (計画班事務取扱)	福 井 隆	総務班	黒 淵 博 美
総務班長 兼調整班兼計画班	清 野 賢 治	調整班長	清 谷 文 孝

# 会 議 次 第

## 1 開会

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 議事

### (1) 報告事項

報告第 9号 市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項の規定による  
合併協議会設置請求代表者への通知及び公表について

### (2) 協議事項

協議第 5号 財産の取扱い(協定項目第5号)について  
(第5回会議提案：継続協議)

協議第 6号 町名・字名の取扱い(協定項目第11号)について  
(第5回会議提案：継続協議)

協議第 7号 慣行の取扱い(協定項目第12号)について  
(第5回会議提案：継続協議)

協議第 8号 特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について  
(第5回会議提案：継続協議)

協議第 9号 附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

協議第10号 公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

協議第11号 使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

協議第12号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)  
について

## 4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査の実施について

(2) 高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

## 5 閉会

午後 1時30分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

予定の時刻が参りましたので、ただいまから高松市・国分寺町合併協議会第6回会議を開会いたします。

皆様方には、本日、何かと御多用の中、また、大変お暑い中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、会議に入らせていただきます。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程第7条第2項の規定に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、森谷芳子委員さんと綾野忠雄委員さんのお二人をお願いいたします。よろしく申し上げます。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、これより会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 報告事項

議長（増田会長） まず、会議次第の3、(1)の報告事項の報告第9号を議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、事務局から御説明をいたします。

まず、会議資料の1ページをお開き願います。

報告第9号市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項の規定による合併協議会設置請求代表者への通知及び公表についてでございますが、住民発議により設置されました合併協議会は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第6項に、「合併協議会設置の日から6カ月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、合併協議会設置請求代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。」と規定されております。

本合併協議会は、昨年12月24日に設置されておりますので、本年6月23日までに、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、合併協議会設置請求代表者に通知し、公表しなければならないこととなっておりますが、去る6月23日

に、通知、公表を行いましたので、御報告するものでございます。

次の2ページをお開き願います。

2ページから6ページにかけて、合併協議会設置請求代表者3名に対して行った通知文を掲載いたしておりますが、2ページの1にございますように、協議会の開催及び協議事項についてとして、第1回会議から第5回会議までの開催状況や協議状況の概要を、また、次の5ページをごらんいただきたいんですが、5ページの下の方の2にございますように、協議状況等の公開についてということで、会議資料等の公開状況を記載して、請求の代表者に通知をいたしております。

続きまして、7ページをお開き願います。

7ページは、建設計画の作成や協議の状況についての公表文でございまして、ページの中ほどから下に記載しておりますように、公表するものの内容、公表の場所及び時間を記載して、公表いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第9号の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました報告第9号につきまして、何か御質問等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

三笠委員 高松の三笠でございますが、今、報告事項で、報告第9号で6月23日までに公表というか、通知されたということでございますけれども、その通知を受けて、代表者の方、どういうふうにお考えになっておられますか。感じられたことだけで結構なんです、この分に関して。突然で申しわけない。

議長（増田会長） お願いでしょうか、はい。

松岡委員 国分寺の松岡です。

全部見せていただいたんですけれども、今までの会議した中身を全部公表していただいたということで評価をしております。

議長（増田会長） ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、報告事項につきましては、以上で

終わらせていただきます。

会議次第3 (2) 協議事項

議長(増田会長) 次に、会議次第の3、(2)の協議事項に移ります。

まず、協議第5号財産の取扱い(協定項目第5号)についてを議題といたします。

この協議第5号につきましては、前回、第5回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第5号の提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、協議第5号財産の取扱いについて、提案内容を御説明いたします。

会議資料の8ページをお開き願います。

それでは、提案内容でございますが、ページの中ほど、枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

「国分寺町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。端岡財産区の財産については、当該財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長(増田会長) ただいま説明のありました協議第5号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 特にないようでございますので、協議第5号についてお諮りをいたします。

協議第5号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) 御異議ございませんので、協議第5号につきましては、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第6号町名・字名の取扱い(協定項目第11号)についてを議題といたします。



協議第 6 号についても、前回会議で継続協議の取り扱いとなっておるものでございます。

それでは、協議第 6 号についての提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料 11 ページをお開き願います。

協議第 6 号町名・字名の取扱いについてでございますが、提案内容につきましては、ページ中ほどの枠で囲った部分でございます。

「国分寺町地域における町の区域は、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称は、「国分寺町新居」、「国分寺町国分」、「国分寺町福家」、「国分寺町新名」、「国分寺町柏原」とする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第 6 号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第 6 号についてお諮りいたします。

協議第 6 号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第 6 号について、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第 7 号慣行の取扱い（協定項目第 12 号）についてを議題といたします。

なお、協議第 7 号についても、前回会議で継続の取り扱いとなっております。

協議第 7 号について、改めて提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

資料 15 ページをお開き願います。

協議第 7 号慣行の取扱いについてでございますが、ページの中ほど枠で囲った部分をらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、1 の市章につきましては、「高松市の市章を用いるものとする。」

次に、2の市民憲章につきましては、「高松市の市民憲章に統一するものとする。ただし、国分寺町の町民憲章については、その趣旨を尊重して、国分寺地区のまちづくりの共同目標として継承していく。」

次に、3の都市宣言でございますが、「高松市の都市宣言に統一するものとする。」というものでございます。

次に、4の市木及び市花でございますが、「高松市の市木及び市花を用いるものとする。ただし、国分寺町の町木及び町花については、国分寺地区の推奨の木及び花とする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第7号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特に御発言もないようでございますので、協議第7号についてお諮りいたします。

協議第7号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第7号について、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第8号特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）についてを議題といたします。

なお、協議第8号についても、前回会議で提案、説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

協議第8号について、事務局から提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

会議資料19ページをお開き願います。

協議第8号特別職の職員の身分の取扱いについてでございますが、提案内容につきましては、ページの中ほどの枠で囲った部分でございます。

「国分寺町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」というものでございます。

提案内容は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第8号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第8号についてお諮りをいたします。

協議第8号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第8号につきましても、原案のとおりとすることを確認いたします。

次に、協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてを議題といたします。

なお、これから後の協議事項につきましては、会議規程第5条第2項の規定に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第7回会議において改めて質疑、協議を行った上で、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、事務局から説明をいたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第9号附属機関等の取扱いについて御説明いたします。

資料22ページをお開き願います。

協議第9号附属機関等の取扱い（協定項目第17号）についてでございますが、附属機関等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

それでは、まず、提案内容について御説明申し上げます。

ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと思います。

提案内容でございますが、「両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。国分寺町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性

等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の現況等について、別とじの附属資料に基づき御説明させていただきたいと存じます。

会議資料の後にございます附属資料をごらんいただきたいと存じます。

附属資料の5ページをお開き願います。

附属資料の5ページ、「附属機関等の取扱いについて」に関する資料でございます。

5ページの下側に、附属機関等についての説明がございますので、まず、それをごらんいただきたいと存じます。

1に記載しておりますとおり、附属機関とは、執行機関が、その内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関でございます。地方公共団体は、この附属機関を法律または条例により設置できることとされております。

一方で、両市町には、法律または条例に設置根拠を持たない、規則、規程、要綱、要領等に基づく附属機関の類似機関も相当数ございます。

これらの附属機関等のうち、資料の2、3にございますように、平成16年4月1日現在で、両市町の例規に記載されているもののうち、条例、規則、規程に基づき設置されている機関を抽出し、一覧表に整理いたしましたのが、この資料でございます。

次の6ページから8ページに、両市町の附属機関等を一覧表にして整理いたしております。

資料には、両市町の附属機関等の現況を記載しておりますが、例えば6ページの4の防災会議や6の情報公開審査会のように、両市町で同種の目的を持って設置していると思われる機関につきましては、同じ項目番号の市町の現況欄に左右対比して記載をいたしております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページの68の老人福祉センター運営協議会からは、国分寺町のみで設置されている機関でございます。これらの附属機関等の取り扱いにつきましては、先ほどの調整案で申し上げましたように、その実態や地域性等を考慮し、合併時まで調整を行うものでございます。

附属資料の説明につきましては、以上でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の23ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料の23ページでございますが、ここには附属機関等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載いたしております。

10市のうちで、合併協定項目として、附属機関等の取扱いが協議された市は4市でございますが、資料には、そのうちの潮来市など3市の事例を記載しておりますが、統合の時期やその取り扱いに相違がございます。

続きまして、24ページをお開き願いたいと存じます。

24ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、この附属機関等の取扱いが確認をされました市は7市でございます。

資料には、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、ごらんとおり、一部例外はございますものの、大半の市では、附属機関等の取扱いについては、編入する市に統合することを基本として調整を行っており、なお、編入される自治体で独自に設置している附属機関等については、その実情や経緯・実績等を考慮し、必要に応じ、適切な措置を講ずることとして確認がなされております。

以上で、協議第9号附属機関等の取扱いについての説明を終わります。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第9号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。

附属機関の中で、高松は随分多いんですけれども、この中で委員として市議会議員の先生方が、どの程度関与されておられるのか。

と申しますのも、私どもの町もこういった附属機関に対しまして、この間、議会活性化委員会というものができまして、なるべく議員はこういうものの中に入れてもらわないように、なるべく住民の皆さんでやっていただくという、そういう確認をしたばかりで、徐々に、こういった機関から議員は姿を消していくと、そういう方向になっております。そういう面で、市議会の先生方は、どの程度関与しておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（増田会長） はい、わかりました。私どももそういうことで、議員の先生方はほ

とんどの委員会からはのいておるような状況ですが、なお、詳しくは事務局の方から説明いたします。

事務局長 事務局から補足させていただきます。

ただいま会長さんの方から説明がありましたように、高松市においても同様の考え方で、数年前にその基本的な考え方を整理をいたしておりました、それに対して市議会側の議員がどのようなかわりをするかということ整理をいたしております。

基本的には、議員は加わらないという考え方、一部の組織等については例外的な対応があらうかと思えますけれども、そのような考え方で、高松市においては整理されているというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（増田会長） よろしゅうございますか。

ほかに何かございましたらどうぞ。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、それでは協議第9号につきまして、会議規程の定めにより、次回、第7回会議で改めて意思集約を図ることとさせていただきます。

次に、協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第10号公共的団体等の取扱いについて御説明いたします。

会議資料の25ページをお開き願います。

協議第10号公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）についてでございますが、公共的団体等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容でございますが、ページの中ほど枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」というものでございます。

その調整内容につきましては、先ほどの附属資料で説明させていただきます。

附属資料の9ページをお開き願います。

附属資料の9ページ、「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料でございます。

恐れ入りますが、次の10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず最初に、この公共的団体等の範囲でございますが、1の公共的団体等とはの欄に記載しておりますように、これまでの行政実例や国、県などのマニュアルによりますと、一般的には、合併関係市町村の区域内にある農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくともよいとされております。

また、その下に、参考として記載しておりますように、合併特例法では、この公共的団体等の取り扱いに関し、努力義務的な規定を設けておりまして、第16条第8項におきまして、「合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。」と定めております。

さらに、資料には記載がございませんが、地方自治法の第157条でも、公共的団体等に関し、「地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定されておりまして、このようなことから、合併に伴い、極力、公共的団体等の統合がなされるよう合併協議会において協議し、各団体の理解を求めることが必要となってまいります。

しかしながら、一方で、どの団体をもって公共的団体等ととらえるかという点につきましては、他の先進地域の事例を見ましても、明確な定義づけはなされていないという状況でございます。実態として、それぞれの合併協議会により、協議の対象とする団体が異なっているというのが現状でございます。

このような状況を踏まえまして、本合併協議会として、この公共的団体等についての考え方を整理いたしましたのが、2の公共的団体等の考え方でございます。

資料に記載のとおり、本合併協議会といたしましては、1の団体の設置について、市町が関与（補助等）をしているもの。2の市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの。3の市町の事業について大きく関与しているもの。以上3点のいずれかに該当する団体を公共的団体等として定義することといたしました。

そして、この考え方にに基づき、公共的団体等のうちで、高松市と国分寺町共に設置され

ている主な団体を分野ごとに整理いたしましたのが、次の11ページの公共的団体等の現況でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1の産業経済団体につきましては、商工、観光の各分野の主な団体を、また、2の厚生社会事業団体、3の文化事業団体につきましても、それぞれ福祉、文化、女性の各分野の主な団体を記載いたしております。

両市町の現況は以上でございますが、調整案といたしましては、11ページの右下の枠の中に記載しておりますとおり、「公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。」といたしたところでございます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の26ページをごらんいただきたいと思います。

26ページには、先進地域の事例といたしまして、既に編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。このうち、合併協定項目として、この公共的団体等の取扱いが協議をされました市は9市でございます。

資料には、新潟市など4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、それぞれの団体の経緯、実情等に配慮する中で、基本的には、各団体の統合に向けた調整に努めることといたしております。

次に、27ページには、同じく先進事例といたしまして、現在、合併協議が進められております中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として確認された市が13市でございます。

ここには、岐阜市など4市の事例を記載しておりますが、こちらにつきましても公共的団体等の取扱いにつきましては、基本的には合併時に統合できるよう調整に努めることとし、なお、個々の団体の実情等により、統合に期間を要する団体については、合併後速やかに、あるいは将来的に統合できるよう調整を図ることとし、確認がされております。

以上、簡単でございますが、協議第10号公共的団体等の取扱いについての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第10号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんですか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第10号につきましても、会議規程の定めにより、次回会議において改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第11号使用料・手数料等の取扱いについて御説明をいたします。

会議資料28ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第11号使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）についてでございますが、使用料・手数料等の取扱いを次のとおり決定することについて、協議を求めようとするものでございます。

提案内容について申し上げます。

ページの中ほどの枠で囲った部分をごらんいただきたいと存じます。

提案内容でございますが、「両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。国分寺町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、調整内容に関連いたしまして、両市町の使用料・手数料の現況につきまして、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の12ページをお開き願います。

「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料でございます。

12ページに記載しておりますように、13ページから29ページには両市町の使用料の現況を、また30ページから58ページにかけましては、両市町の手数料の現況を一覧表にして整理いたしております。

12ページの下側に記載しておりますように、使用料につきましては、本年の6月1日現在のものを掲載しております。また、両市町の条例に基づくもののみを記載し、県の制度によるものは記載をいたしておりません。

また、手数料につきましては、本年5月31日現在のものに加え、現時点において、平成16年度中の改定が確定しているものを記載いたしております。

また、国分寺町の手数料欄において、何も記述していないものについては、国分寺町では直接徴収はしていないものの、現在、香川県の制度により、県が高松市と同様の手数料を徴収している場合もございますので、その点お断りを申し上げます。

それでは、次の13ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、使用料の現況でございますが、例えば、13ページですと2の墓園、墓地使用料のように、両市町共にある、同一もしくは同種の使用料につきましては、高松市と国分寺町の欄に左右対比をして記載をいたしております。

このような形で、13ページから29ページにかけまして、両市町の使用料の現況を整理いたしましたものでございます。

恐れ入りますが、このうちの25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページでございます。25ページの69以降は、国分寺町独自の使用料でございます。25ページから29ページのナンバーで言いますと79まででございますが、これが国分寺町独自の使用料でございます。

以上が使用料の現況でございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページからは、手数料の現況でございますが、先ほどの使用料と同様に、両市町共にある、同一もしくは同種の手数料につきましては、それぞれの市町の欄に左右対比をして記載をいたしております。

このような形で、30ページから58ページまででございますが、両市町の手数料の現況を整理いたしております。

以上が使用料・手数料の現況でございますが、個々の使用料・手数料についての逐一の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で附属資料の説明を終わります。

恐れ入りますが、もとの会議資料の29ページをごらんいただきたいと存じます。

会議資料の29ページでございますが、ここには先進地域の事例といたしまして、編入合併をいたしました10市の状況を記載しております。すべての市におきまして、合併協定項目として、使用料・手数料等の取扱いが確認をされております。

資料には、そのうちの新潟市など4市の事例を記載をいたしております。

次に、30ページをごらんいただきたいと存じます。

30ページには、同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載いたして

おりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、使用料・手数料等の取扱いが確認をされた市は12市でございます。

ここには、秋田市など4市の事例を記載しておりますが、手数料につきましては、一部例外がございますものの、ほとんどの市において編入する市の制度に統一することを基本といたしております。

一方、使用料につきましては、高知市あるいは鹿児島市のように、合併後においても、原則として現行どおりとしている例など、基本的には編入する市の制度に統一することとしながらも、なお施設の実情等を考慮し、例外的な取り扱いをすることとして確認をしている事例もございます。

以上、簡単でございますが、協議第11号使用料・手数料等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第11号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第11号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることといたします。

次に、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて御説明いたします。

会議資料の31ページをごらんいただきたいと思います。

協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）についてでございます。

提案内容は、ページの中ほど枠で囲った部分に記載してございます。

「各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。ただし、国分寺町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。」というものでございます。

それでは、両市町の現況につきまして、附属資料で御説明をいたします。

附属資料の59ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料59ページ、「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料でございます。

次の60ページをごらんいただきたいと存じます。

現在、両市町では、各種の団体等に対し、その目的等を踏まえ、補助金、交付金、助成金あるいは負担金等を交付いたしておりますが、これらの補助金等のうち、単なる会議への出席者負担金や団体への年度会費的な負担金を除きまして、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と国分寺町の現況を整理いたしましたのが、この60ページ以降の一覧表でございます。

この資料につきましても、両市町共に交付している、同一あるいは同種の補助金等につきましては、高松市と国分寺町の欄に左右対比して記載をいたしております。

なお、先ほど申し上げましたように、本年度の両市町の当初予算をもとに、高松市と国分寺町の現況を整理しております関係で、合併して一つの市になれば、その調整に関係なく、自動的に不要となるような、そのような性格のものも含まれておりますので、この点、お断りしておきたいと存じます。

このような形で、60ページから77ページにかけて、両市町の補助金・交付金等の現況を、内容により、部会ごとの順序で記載をいたしております。このうち、国分寺町独自の補助金等の欄につきましては、高松市の欄が空白となっております。

また、77ページの、ナンバーで言いますと678以降には、それ以外の国分寺町独自の補助金等の名称を記載しております。

ごらんのように、たくさんございます。逐一の説明は省略させていただきますが、このようなことで補助金・交付金等の現況を整理いたしております。

以上が附属資料の説明でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の32ページをお開き願いたいと存じます。

32ページでございますが、ここには、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、編入合併いたしました10市の状況を記載しております。合併協定項目として、この各種団体への補助金・交付金等の取扱いが協議された市は、そのうちの9市でございます。

資料には、そのうちの4市の事例を記載しておりますが、いずれの市におきましても、補助金等の取り扱いについては、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る

ことを基本として、確認がされております。

次に、33ページでございますが、33ページには同じく先進事例といたしまして、中核市16市の事例を記載しておりますが、16市のうちで、既に合併協定項目として、各種団体への補助金・交付金等の取扱いが確認をされた市は11市でございます。

ここには、岐阜市など3市の事例を記載しておりますが、高知市、鹿児島市につきましては、編入する市に統一、統合することを基本としながら、なお、編入される自治体において独自に交付している補助金等については、従来からの経緯、実情等を勘案して調整を図ることといたしております。

以上、簡単でございますが、協議第12号各種団体への補助金・交付金等の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第12号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございますので、協議第12号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を図ることといたします。

会議次第4 その他（1）建設計画作成に当たっての住民意向調査の実施について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他でございますが、まず、（1）の建設計画作成に当たっての住民意向調査の実施について、事務局から説明をいたします。

事務局次長（福井） それでは、建設計画作成に当たっての住民意向調査の実施について御説明いたします。

別紙で参考資料というのをとじておりまして、附せんをお付けしておりますので、そちらの方をごらんいただければと存じます。1枚ものの資料でございます。

建設計画作成に当たっての住民意向調査の実施についてという資料でございます。

この調査は、第4回会議で御承認いただきました建設計画の作成方針におきまして、計画の区域は、原則として国分寺町地域を対象とするということになりましたので、国分寺町住民の意向を把握し、今後の合併協議や国分寺町地域のまちづくりのマスタープランとなる建設計画に反映させるため実施するものでございます。

実施日につきましては、3の（1）にございますように、7月の中旬から下旬を予定いたしております。

また、対象につきましては、国分寺町民で、住民基本台帳をもとに無作為に抽出した18歳以上の町民3,000名を対象といたしております。

次に、(3)主な調査項目としては、こちらに、(3)に書いてございますように、国分寺町の現状についての満足度など5項目を想定いたしております。

簡単でございますが、以上で事務局の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長(増田会長) ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第4 (2)高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について

議長(増田会長) ないようでございますので、それでは次に、(2)の高松市・国分寺町合併協議会会議の開催予定について事務局から説明いたします。

事務局次長(加藤) それでは、合併協議会会議の開催予定について御説明をいたします。

会議資料の一番最後、34ページをごらんいただきたいと存じます。

34ページの(2)会議の開催予定でございます。

次回、第7回会議につきましては、9月上旬に国分寺町で開催を予定いたしておりますが、現在、日程につきましては調整中でございます。日程が決まり次第、委員の皆様にお知らせをするとともに、ホームページなどへの掲載によりまして、周知をいたしたいというふうに考えております。

なお、会議の案内状につきましては、会議での協議事項を付した上で、会議開催のおおむね1週間前に送付いたしますので、よろしくお願をいたします。

事務局からは、以上でございます。

議長(増田会長) 以上で本日の会議次第は終わりましたけれども、せっかくの機会でございますので、この際、皆様方の方で何か御発言がございましたら承りたいと存じますが。

じゃ、森谷委員さんから。

森谷委員 高松の森谷でございます。

前回、6月、たしか合併協議会、これあったと思いますが、その後高松市も、それから町の方も議会があったと思います。そのときの議会での、高松市でも、結構、代表質問と

かでは論議がありましたが、国分寺町さんの議会で、この合併に関する質問、また、町長さんの御答弁等ありましたら、済みません、お知らせいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（増田会長） それじゃ、町長さんからお願いします。

福井副会長 協議会を設置しております高松市との協議をしていくという答弁で終わりました。

森谷委員 済みません。じゃ、いろいろタイムリミットも近づいてきつつあるというふうに思っているんですけど、高松市といたしましても、その、いろいろ時期とか、前回のときにも町長さん、それこそ議会で論議もしていくし、粛々と進めていくというふうにおっしゃっておりますけれども、なかなか本当に、そういう私たちのこの合併協議会が、不毛の議論でないかどうかというあたりも、ちょっとすごく、私ども、町長さんの本音の部分がなかなかわかんなくて、ちょっといろいろ心配をしてる部分もあるんですけど、そういうあたり、議会での時期的な部分とか、だから議会で議決するとか、また、住民投票に持っていかうとか、そういう話までは、突っ込んだお話等はなかったのでしょうか、再度お聞きします。

福井副会長 ええ、そこまではしておりません。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

梶村委員 高松の梶村でございますが、今、森谷委員さんの方からも話がありましたが、私は次の点で、二つの観点で、申し上げたいと思っております。

一つは、やっぱり6月の合併協議会の経過は、3町合併協議が解散をするといいますが、そういう方向になって、高松との協議会が初めての協議会で行ったので、基本的な姿勢をお尋ねしましたが、町長さんの話としては、粛々として協議を進めていくという程度にとどまっておったと思っております。もちろん、国分寺町としては単独の選択肢もあるということもございました。

しかし、その後、高松の議会でも各会派からいろいろ意見がありまして、国分寺との合併協議会の基本的な姿勢を市長に求める、あるいは国分寺町の姿勢をただすというような発言が議会の中で出てきているという事実がございます。

したがって、やはり、国分寺町の対応、国分寺町との合併協議会をこれ以上粛々と進めていくのはいいんだけど、本当にこの合併協議会が積極的に進めていって、経費あるいは時間が、作業が、むだにならないのかというような議会の中の意見も結構あるわけ

ですね。

したがって、私としては、やはり国分寺町の、合併協議会に臨む基本的な姿勢というのが、できれば、この場でもいいんですが、次の協議会の中までに、ぜひひとつ基本的にこうしたいと、積極的にやるなら積極的にやると、粛々とやるなら粛々とやるというように、従来どおりの答弁から出ない答え方をするのか、しっかりと、やっぱりしてほしいという要望があります。そうしないと、うちの議会の中でも、それに対するいろいろとやっぱり議員の皆さんの御意見があるわけですから、やっぱりそれに答えていかなきゃならないという立場があります。ぜひ、ひとつそのところは、きょうのところでも結構ですが、ぜひ次の協議会までに、そういう基本的な態度は、町の側も、議会の側も、ひとつ御論議をいただけないもんだろかということが一つの意見であります。

二つ目は、私は積極的に協議会は進めたいと思っております。ですから、この協議会のあり方というものをもっともっとスピードアップすることについて、この協議会全体の意思として意思統一ができないのか、意見の一致を見ることができないのかという問題提起をしたいと思っております。

というのは、合併協議会が発足して、昨年12月に発足して、はや半年たって、協議項目の進行状況は、今、きょう協議されたような財産の取扱いだとか、そういったようなものなんですね。今、当時提案されているようなものは、いろいろ経過がありましたけれども、その後、後から4カ月も5カ月も遅れて発足をした協議会とのペースとほぼ同じ状態なんですね。ですから、住民の発議をされた団体の皆さんは、その報告そのものは評価するとおっしゃいましたけれども、協議の状況については、私は全く評価してないんじゃないかと、松岡さん、思うんですね。

そうすると、私は、積極的にやっぱり住民の意思を反映していくという立場からいくと、非常に協議が遅れているというふうに思います。ですから、来年の3月31日までには、ほぼ一定の意思統一をして県に届けをせにゃいかんという実態からいけば、やっぱりスピードアップしようやないか。もちろん、8月の協議会は、こちら高松の協議の事情もありまして9月上旬ということになってますが、私は月に一回じゃなくて20日に一回やっただけいいと思ってるんです。ですから、もちろん事務局は大変なんですけれども、スピードアップをすることについて、積極的にその態度が明確にできないというんなら、できればいいんですよ、積極的にやるということで協議を進めていくということが次の協議会の段階までに意思統一ができるとか、あるいは、国分寺の町側も議会側も明確にしていた



だけるといふのなら、私はそれ以上のことは言いませんが、それができないのなら、スピードアップすることについてでも意思統一をしていただきたいというように思うんです。

二つの提案をしたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ただいまの件について、どなたかお答えいただけますでしょうか。

じゃ、済みません。

福井副会長 今のところ、月に一回というペースで協議を進めておりますけれども、スピードアップするということについては、私の方の町も別に異存はないと思います、私は。

というのは、やっぱり今までは協定項目の大枠のことだけの議論で終わっていたということで、まだ具体的に、例えば住民にこれがこうなりますよ、こうなりますよということも示すことはできんような状態なんです。協定項目の最初の何項目かは市の事務所の位置とか名前とかというのは大枠決まりましたけれども、直接住民にかかわってくる住民サービスの問題とか住民負担の問題は、これからやっとうろうかということになったときですから、やはり高松市の都合もあろうかと思うんですけれども、おっしゃったように20日に一遍なら一遍でも日程が、調整ができればですよ、私はそれはもう当然進めていけば早く住民に情報公開できると、そういう気持ちは持っております。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 町長さんの御意見は、スピードアップすることに異議ないということなんです。合併協議会で積極的に協議を進めていくということ考えているというように受けとめてよろしいんですか。

今までの答弁は、肅々と、と言ってるんでね。肅々とやって、後は住民の意思を問うと。意思を問うということですが、それはほんなら議会なのか、住民投票なのかと、今、我々言うわけですけど、そこんところになると言葉を濁してきたのが今まで町長さんの御意見だったんですね。ですから、そこはもうそうじゃなくて、スピードアップして一生懸命やりましょうと、積極的にやりましょうという、こういうように受けとめてよろしいんですかと言ってるんです。

福井副会長 はい、法律、あれは第何条でしたか、3条で定めるとおりの精神に立ち返ってやるということを申し上げております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

白井委員 国分寺町の白井でございますが。

これ、この会だけではないんですけど、何か全国的に合併の進み方が、いけるんだろうかという一般の人の意見は相当あるんじゃないかと思いますね。期限までにできるんだろうかと、進捗状況。

進める、進めるという御意見があったんですが、進めたらいいに決まっとなんですが、どういうふうに進め、今んところ遅れているというのは、どの程度遅れてるのか、これならどの程度いける可能性があるんだとか、一般の人はみんなその疑問を持ってると思うんですね。何か、ほっといてもそのままいっきょったら何とかいけるみたいな感じの進み方、期限が先決まっとなるわけですから、その期限に向かって今進んでるのは、進み方が、例えば進捗率何%ぐらいだと、だからちょっと遅れとんだとか、大体いっきょんだとか、このままでは危ないんだとかという、そういうマスコミなんかにも全然そういうのは出てきませんね。何か不思議だと思いますね。言ったらちょっと怖いからか、わからないから言えないのか、よくわかりませんが、私ども一般の人間からすれば、何か遅れとんじゃないかと。遅れとるのに対して、何か焦ったような意見は余り出てこない。それ、何でだろうか。

知事さんがやっと動き出したというところあたりは、そこからもあるんじゃないかと思いますが、見通しというか、大体は、普通なら、計画がここでここまでいって、ここでここまでいってというのが出るはずなんですね、普通の会的时候は。この合併協議会については、ここだけでなく、国分寺町もちょっとおかしいですけど、全部、どの会も、余り進み方についての評価というか、反省というか、見通しというのが出てこないのが不思議ですね。これはどういうふうに我々は、もし町民の方に聞かれたときに、いや、うまくいってますよとか、危ないですよとか、今度、意向調査を、もしするんでも、その意向調査するのは前提として急がにゃいかんからやってるのか、まあとにかく一遍やっとかにゃいかんからやっとなるのか、大分違うんじゃないかと思いますね、同じやるにしても。

そしてその次に、たくさんしゃべりますけど、もう一つ言いますと、何かやっぱりどこから合併しなさい、それに対してやってるという感じが強くて、何かグランドなんか知りませんが、そういうものがあって、プランがあって、この合併協議会でこれとこれはやりたいんだと、これとこれをやらなんだら、ほかのチップはどうでもいい、これはやりたいんだというのがもう出てこにゃいかんと思うんですけど、今んところはそういうものは一切出てこないで、何か担当の事務局の方がやってるのを我々が訴追するというか、認めていくという、全くの受け身のままに、今までのところは少なくともいってると。これではやっぱり、もし、意向調査したって答えようがないと思いますね。

我々の意見を聞いてくれるというなら格好いいですけど、町民の立場に立ってですよ。だけど、どうやっていくかわからぬのに、どうやどうやというて聞かれたって困るんで。こう持っていかうとしてるのに対して、どう思うかというのがもっとあるべきなのに。だから僕は、この会はもっとそういう話ができるんかと思ったら、事務局の方の御説明を、大変御苦労さん、ありがとう、じゃそれでいきますわ、みたいなばかり、完全な受け身の、今までは少なくとも、これは一般の人は困ってるんじゃないかと思えますね。

だから、発議した方だって、ああ言うしか言いようがないですわね。もっと本当はこういうことをしてもらいたい、こういうことを言ってもらいたい、こういうことを何とかお聞きしたいんだけど、それに対しては答えはくださらないで、何とかいっきょんやと、よそもぼつぼついっきょけん、こっちもぼつぼつと無理しないでいこうみたいに見えるのは非常に残念ですね。

いや、難しいのはよくわかるんです。じゃ、おまえさん、偉そうに言ってどうだと言われたら困るんですけど、ちょっと何か見通しを、ある程度の計画、ここまで行って、いついつここまで行ってここまでいく、だから間に合わんから20日にしようというんならわかるんですが、ただ遅いから早くしようというだけでは、ということです。えらいたくさん申しましたが。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

梶村委員 私は、合併の必要性はまた別の角度で、機会に申し上げますが、今ここで言うてると、また長くなりますから申し上げませんが、非常に大切なことだと思っています。今、地方自治体が合併なく、すれば、日本の国の形を変えていかなければ、日本の将来は非常に危ういものになると思ってますから、合併は積極的に進めるべきだと思っています。

そういう意味で考えると、例えば、今の特例法の期限というものがあります。新しい特例法が成立しましたから、来年、18年まで延びましたけれども、一応の期限というのが、最初の期限というのがやはり生きてますから、それまでに逆算していくと、年末までにはある程度の形を調べていかなきゃいかんと、そのための議論というものは進めていかないといかんということが一つあります。

一方、国分寺との合併協議会の問題は、協議会をつくってから半年間、その入り口で論議がずいぶん滞ってきたという、その間に培ってきたといいますが、生まれてきた不信感みたいなものがやはりありますということです。そのことは、やっぱり議会の中でも、

また住民の中でもぬぐい去れないものがある。私は出身が綾南町ですから、今でも綾南町へ週に1回は帰りますがね。綾南町の皆さんは、何やと、あれは一体何やったんやという話はやっぱり出てます。ですから、そういういろいろな意見を聞いてみますと、やっぱりそのことが十分説明されてなかったり、町の方からですよ。住民の皆さんに説明されてなかったりする部分はありますけれども、やっぱり合併協議会を一生懸命やるのかやらないのかというのは、町議会の意思であったり、あるいは行政側の意思であったりするところによるところが、大いに多いっちゃうわけですね。その積極的な姿勢があるかないかによるところが多いわけです。

ですから、私は、やっぱり今の高松の議会の中の空気から考えてみて、国分寺の町行政が、あるいは国分寺の議会が積極的に対応しようとしているのかしていないのか、そこんところを見きわめるとというのが議会の意思なんですね。どちらかという議員の意思なんです。高松から言えばですよ。私はそれで間違っていないと思います。間違っていたら言っていただいて結構なんです。だから、そういうことで積極的に進めていくという姿勢を示してほしい。そうでないと、時間と作業がむだになるではないかということが懸念される。それだけの話なんです。

ですから、なぜ合併するか、あるいは合併したら、もっと建設的な意見を述べる機会があるべきやというのが建設計画の中に出れば、もっともっと積極的に議論したらいいと思いますよ、その段階で。今、事務的な処理ですからね。手数料をどうするかとか補助金をどうするかとかという段階ですから、それはそれでいいじゃないですか。今のところ受け身になっていようと、なっていないと。それは事務的なレベルの話です。だけでも、積極的な合併を進める意思があるのかないのかは基本的な問題です。ですから、私は先ほど言いましたように、それはスピードアップというのは一つの形の問題でありまして、基本的にはそこんところは議会なり町側が示すべきだと。今までの3町合意は3町合併の論議が解散されて、正式に議会がそれぞれ6月定例議会があったわけですから、最終決定持っているのは町議会の皆さんじゃないですか、国分寺は。そうすると、そこんところがより一層明確にならないと、これから先、協議を進めていくだけの積極性を保ち得るかどうかというのがやっぱりありますわ、エネルギーとしてね。エネルギーを費やせるかどうかというところがありますから、そこんところはやっぱり示してほしいというのが我々の気持ちです。それは示してくれたっていいじゃないですか、そこんとこ国分寺の皆さんは。

また、私は、国分寺の町長さんや議長さんは、そういう議会の意思とか、そういうもの

はやっぱりまとめたり、積極的に明示する、明確にする義務があるように私は思っています。

議長（増田会長） どちらからいきますか。

じゃ、済みません。

綾野委員 国分寺の綾野でございます。

今、高松の議員さんからもいろいろと心配されたような問題が言われておりますが、今さら私もここで改めて質問するということは恥ずかしいんですけども、合併の手続について一度確かめさせていただきたいと思います。

協議会で協議項目が一つ一つ確認され、合意されていく。そして、市長とうちの町長が合併協定書に調印をすると。そこまでは我々も、うちの町長が心配なしに、自信を持って判を押してもらえるように努力していくつもりでありますけれども、その協定書に調印した後に、双方の議会にかけられます。双方の議会にかけて、片一方の議会が仮に否決した場合、片一方だけでは県知事には申請できんと思います。その否決した理由が何であれ、かんであれ、それはもう問わんのでしょう、関係ないんでしょう。それは自分が単独の町で残りたいがというだけの理由であってでも、それは構わんのだと。そこらあたりの考えをもうちょっと詳しくうにお話しただけたらと思うんですけども、事務局の方からでも、どなたですか。

議長（増田会長） じゃ、改めて事務局から。

事務局長 事務局から説明をいたしますけれども、ただいまの御発言があったとおり、法律上の手続としては、この合併協議会で合併協定項目と建設計画の協議をすべて終了させて、その後調印を行うということでございます。

調印が終われば、市町の議会に合併議案を提案をして、議会が可決すれば知事に申請できるということになります。可決するかどうかということで決まりますので、当然、今、御発言ありましたように、その理由がどうあれ、議会の議決の対応によって、後の手続がどうなるかということでございます。

ちょっとスケジュール的なことを若干補足させていただきますと、先ほど来、協議が遅れているとかというような御発言ありましたけれども、ある程度、主観的な問題になりますが、あえて申し上げますと、先ほど御発言がありましたように、本格的な協議、中身の協議に、今、現在入れていないということについて、設置から6カ月たった現在においてそのような状況にあるということは、第三者的に見ても遅れておることになるうか

と思います。

じゃあ、これからどのような協議スケジュールで対応できるのかということですが、一般の法律が改正されたことによって、来年の3月31日までに知事に申請すれば、17年度内の合併は可能ということになります。ということは、先ほどちょっと御発言もありましたけれども、大体、年末あたりまでに合併協定項目と建設計画の協議を終わらせるということが一応のめどになるかと思います。年明けぐらいに調印を行いまして、あと合併議案の整理をして、それぞれの市町議会の3月議会に提案をするということになるかと思います。提案して、即、議決をいただきまして、可決されれば、3月31日までに知事に申請するというようになります。

現在、合併協定項目が四十数項目、表向きはありますが、その下にたくさんの項目があります。四十数項目の中で、大体今、数で言えば2割ほど提案をしているということでございますが、実質的には数%程度の協議状況かなというふうに思っております。

あとの九十何%の項目について、これから本格的な協議、調整が行われて、この合併協議会に提案していくということでございますので、会議の開催回数をふやすか、あるいは会議も1回の会議で提案をする項目数をふやすとか、それはどちらの方法がいいかということについては、事務的な作業としては、1回の会議にたくさんの項目を提案することが効率的かなというふうに思っております。

現実に、これから後、年末までに五、六回の会議が開催されるとして、1回当たり8件から10件程度の項目を提案していけば、スケジュール的には間に合うのではないかなというふうに思っております。

ちょっと出しゃばりましたけれども、以上説明をさせていただきました。

議長（増田会長） どうぞ。

綾野委員 今回のスケジュールからいきますと、協議事項が未消化になるということは考えられんと思うんですけども、双方の議会にかけられるんは3月ということになる。3月でもし仮にどちらかの議会が否決した場合には、特例法の中で合併するという手続はもうとれんのであろうと思うんですけども、その折の協定書に調印するまでに破談になった場合には、それは経費は双方が負担せにゃいかん。これはもう規約の中で決まっとんのですけれども、協定書に調印して後に、そういうふうな議会で、理由が関係なしに否決された場合、その事務の経費の負担というようなもんは、どのように考えておられるのかな。

議長（増田会長） はい、じゃ事務局。

事務局長 合併協議会の経費については、協議が最終的に合併に結びつくかどうかは別にして、合併協議会の経費については、県の補助を受けながら、市町が今までの経費負担の考え方で負担をしていくということで、協議が終わった段階で精算をするということになります。

若干、今の御発言の中で、合併特例法の期限内の合併ができない場合ということがありましたけれども、来年の3月31日までに申請をしての合併と、来年の4月以降に申請をする合併とどこが違うのかということをお知らせすると、それは合併特例債が使えるかどうかという、財源支援があるかないかということが大きく変わるということですので、説明をさせていただきました。

議長（増田会長） どうぞ。

松岡委員 国分寺の松岡です。

私の方からちょっとお話しさせてもらいたいんですけど、今、言われておりました合併特例法の話ですけれども、先日、総務省の方から県庁で合併3法説明会があり、現行合併特例法と17年4月1日以後22年までの5年間の合併新法の説明がありました。私はその場に聞きに行っただけなんですけれども、私が感じたことは、大変厳しい合併新法だなというふうに感じました。そして、合併をしなければ予算編成が困難になるとされるし、単独では無理でないかなというふうに私自身は感じました。

そうした中で、先日、高知県知事は、今まで地域の自主的な判断が基本と、しかし合併を促進に転換という記事が出ていました。そして、橋本知事は、事ここに至っては、合併へのアクセルを踏まざるを得ないと発言し、県は、地方交付税の削減が本年度と同じペースで続けると、3年後には県内の8割の市町村で予算編成が困難になると、試算も発表されております。単独では、基本的にサービス、行政サービスも危なくなるというふうに橋本知事は発言されております。

一方、香川県知事は、今まで、勧告はなるべく行いたくないと、基本的には慎重に対応すべきとしながらも、やむを得ないと判断した場合は、勧告という手法もあり得ると考えていると言われております。

そうした状況の中で、昨年の2月、国分寺町の合併に関するアンケート調査で、「合併に賛成」、「どちらかといえば賛成」の方が60.9%ありました。その中で、「どの市町と合併をするのがよいのか」では、「高松市」と回答された方が87%で、高松市との合併を望んでいます。

先日、6月10日ですか、3町合併協議会が臨時に行われて、綾南町が離脱ということになりました。翌日の新聞、テレビを見て知ったのか、住民の皆様の会う人、会う人が、もうこれで高松市と合併は決まったなああと、町民の大多数の方が大変喜んでおられます。別れ際には、頑張つてなと励ましの言葉もいただきました。私たちも町民の皆様の思いを大切に、町民の皆様の幸せを願い、高松市との合併の成功に向けて努力したいと、しなければならぬというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

はい、どうぞ、お待たせしました。

岡西委員 国分寺の岡西でございます。

単純な疑問なんですけれども、先ほどの梶村先生に反論になるかもわかりませんが、私らの町より先にスタートした塩江町さんが、もうそろそろ調印かなと思いきや、今度また住民投票されるんですか、あれ。ほんで、もうてっきり調印かと思つてました。どうしてそうだったのかなという考えがあるんです。

それからまた、香川町の住民の代表の方が、今度、署名を集めて、香南町と合併したらどうだというようなことで、またそれを香南の谷町長さんが歓迎するようなコメントを新聞に発表しておりました。何でかなと、私らから見ると、香南町は私の育つたところですからよく知ってるんですけど、高松の空の玄関でしょう。これはてっきり二つ返事ですんなりと一直線に合併が進むかなと思つてましたら、やはり、まだくすぶつておるみたいな感が。このあたり一体どないなとんかな。特に、塩江町さん、私らの町より随分と早くスタートしておるのにもかかわらず、そんな状態で、高松の委員の皆さん、また市長さん、感想をお聞かせいただいたらと思うんです。

議長（増田会長） じゃ、まず私からいきましょうか。

これは合併は、さっきの委員の方も言われたように、やるつもりがあるかないかがまず一番なんです。東かがわやさぬき市ができ、丸亀の周辺がすつとできとる。やる気がみんなある同士が集まりや、すぐできるんですよ。こんないろんな細かい問題は、合併が済んだ後で調整したっていいんですよ。

例えば、四国のいっぱいやつとる市も、私この間も言いましたけど、簡単に合併できましたね、と言うたら、ええ、ええ、まあとりあえず我々としては合併するということが先決ですから、後いろいろありますけども、これはこれからぼつぼつやっています、とい



うようなことを言ってます。こういうところは、どんどんできるんですよ。できないところは、やる気がないところなんです、はっきり言って。これははっきりしとんです。

なぜやる気がないか。さっき言ったとおり、高知の知事さん、あれだけ合併反対が、もうこれはとても生きていけんと言いよる状況なのに、まだ何とか頑張れると思っとる、この危機意識の相違です。危機意識があるかないかで、合併が進むか進まんかです。私ははっきりそう思いますね。

それで、特に、この高松周辺が進んどらん理由、これは私ははっきり言うた、前にも言うたとおりです。県や国や高松市が、はっきり言うて、余りにも面倒を見過ぎとんですよ。広域行政をやり過ぎとんですよ。だから、私は言よんです。合併しないんであれば、自立して頑張るといふ、そういう力があるんなら、広域行政やめませんか。消防委託もやめませんか。自分たちでやれるというんなら、やってくださいと、こういうことを私は言よるんです。そう言うたら、何か、とんでもない暴論だとかと言って、私とこへ10町の町長と議長が駆け込んできて、私は、たまたまその日は無理だと言うのに来て、逃げた逃げたとかと言って、こんな全く失礼なことを言って、こんな10町の町長さんがおるんですけどね。この辺の状態では、私ははっきり言うて、非常にできにくい雰囲気だと思いますよ。

ただ、住民の方が何とか頑張ってここまでこぎつけとんです。住民の方が運動しなかつたら、ほとんどのとこ、できてませんよ。塩江だってまだわかりませんがね。だから、私は、できるできんはこれからですけども、非常に……

三笠委員 議長、はい、わかりました、わかりました。

議長（増田会長） はい、じゃもうこれ以上言いません。

三笠委員 岡西さんね、この合併というのは本当に難しいんですよ、これは。やっぱり、その町で、その市で100%というんはまずあり得ん話で。それは今、私どもの市長が話しましたように、それはやる気の問題、その気持ちというのは、それは一番大事だろうと思います。

だけでも、やっぱり当局機関同士の合併、これは我々議会が絡むでしょう、議会も。議会が絡んだら、岡西さん、これはいろいろ、だから我々でも町長さんの考え、議会の考え、それは一体になつとるかもわからんが、本当に一体ではないはずなんです。やっぱりそれぞれ思い思い、これは綾歌の東部3町の例にとっているいろいろ、こっちでもそうです、小豆島でもそうなんです。そういう中でやっぱり、それはどこまで、その気持ちを持っていろいろな議会人の考え方、また当局は当局の考え方での合併論議をしなきゃならない。

きょうは、協定項目の中のほんの使用料や補助金の問題、その一部ですが、町名の字の問題とか、そういうなんだけですけども、一番この合併についてはやっぱり建設計画、これが一番の問題になってくるだろうと思いますよ。これはやっぱり、それによってその町が、その市が生きるか死ぬかですからね。だから、それはそれぞれの、やはり総合計画の中とその建設計画というのは、やっぱり各町、各市が照らし合わせながら進めていかないかん問題、これが一番問題になってくるだろう。

そこで、最終的には議会の定数の問題もありますけれども、これはこれで今さっきの三役の問題は、やっぱり市町のヘッダの調整にもお諮りするということで、それはそれで合意したんですから、それはそれでええんですが、要は話をもとへ戻りますけれども、塩江の問題、香南町の問題、そういうなんはやっぱり100%でないということが一番ですわね。その中で、やはりいろいろな、県の考え方、またそれぞれの議員の方、いろいろな要素が絡まったそのアクションの仕方によって、途中からでも変わってくるというのが、あの状況なんです。

けども、しかしながら、香南町は香南町の姿勢というのは、当初から多少はやっぱり灰色がかった話からスタートしましたから、これは当然それはそうなるというふうには、もう御存じのとおりであります。

しかしながら、やっぱりそのときそのときの状況によって、この合併問題は変わってくる。いいのが、突如、雲行きが怪しなったり、雲行きが怪しなるとるにもかかわらず、積極的になるということもある。それがやはりこの合併の、これは話であるということは、それぞれの町の流れによって変わってくるというのは、岡西さん、それはもう御承知のとおりで、そういう流れの中でやっていかなきゃならんという難しさがあるのは、これは当然なんです。だから、そういうことは我々は腹に据えていかなんたら、これは前へ向いていきませんわ。前へ向いていくように、ひとつお互いに努力していくというのが、この合併論議であるということだと思っておりますんで、そういう意味でひとつよろしく願いいたします。

議長（増田会長） どうぞ。

梶村委員 一言だけ。梶村でございますが、今、言われました塩江とか香南町の動きというものは、十分御案内のとおりでございますが、ただ、私は感想を求められれば、これは香川県の姿勢が根本だと思っております。香川県の姿勢が合併問題について非常に消極的、しかも知事さんの姿勢はやっぱり批判されてしかるべきやと思います。もうちょっと今の

合併の意義を知事は積極的に市町にPRすべきやと思います。それが無いもんですから、結果的にああいう動きになる。やっぱりそれぞれの町の思惑が表に出たり陰に隠れたりする、いろいろとした結果だと私は思ってます。

ですから、だけでもやっぱり今まで出てきた、やってきた協議会というものは大事にしたいし、私としては、香南町や、あるいは必ず塩江町の合併協議会を完全にきれいに調べていくものと理解してますし、先ほど議論になりましたような期限内に、一定程度、結論は得られるものと私は確信しています。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

千葉委員 高松の千葉です。

どう言えばいいのか、先ほどからずうっと聞いてましたら、やっぱりこういう法律が絡んだことは、議会だとかなんとかというんが全部最終決定権があるわけですよ。そういう場に私たち市民は出られないわけです。そのかわりに、ここの協議会があり、住民代表者の方がいらっしゃるといふメンバーに選んでいただいているわけですから、こういう場で本当に住民市民の意見を、議員さんの方々、議会の方々、トップの町長、市長、そうですけど、やっぱり本当に聞いてください。でないと、私も自分自身が何でこんなもやもやしてるのかっていうたら、何もわからない一般市民の状態で、ここの協議会に来て勉強し、本当に国分寺町の住民投票で合併を望んでいるということでこれが立ち上がってきたのに、このもやもや感は何なのかというのをずうっと今まで持ち続けてきました。

結局、最終決定機関である議会に、我々は何にも手も足も出せないというところ、そこが物すごくネックなんです。だから、ここでしっかり意見は言わせてもらいますし、こうしてほしいということも言いますので、ぜひ、両方の議会、議員の方、くんでください。本当にそれでならなけりゃならないで仕方がないと思います。だけど、本当に市民住民が何を願っているのかというのは、やっぱりちゃんとくんで、しっかり協議会を持って目指すところっていただきたい。それだけです。

議長（増田会長） ありがとうございます。

はい、どうぞ。

柘植委員 高松の柘植です。

先ほどから、県からとか国からというお話もありましたけど、私たち市民側から考えれば、県から国から何を言われようが、結局、当事者間の意識というか、思いがなければ、

ただ単なる外野がどう言うても多分変わらないと思うんです。それがうまくいってないというのは、この協議会自身が本来は合併に向かってつくられたはずで、大同についたという前提のもとに立ち上がっている会議にもかかわらず、何かもやもや、さっき言うたようにもやもやのところではひっかかっていると。

それは、やはり先日から福井町長の方からも話がありましたし、梶村さんの方からも最初にお話がありましたが、その「粛々と進める」という言い方がどうも腑に落ちないと。私たち市民からすると政治用語ですわね、「粛々と」って。何か聞く感じからすると、流れに身を任せるみたいな雰囲気にとられますので、自発性とか、例えばこの会議は大同に向くためについた会議ですから、せめて「不退転の決意で臨む」ぐらい、同じ政治用語でもその辺の使い分けをできればしていただくと、この会議を構成しておる者としては、まあむだではなかったなと思えると思うんですね。

その流れに身を任せていただいただけでは、どう転ぶかわからんというのでは、これから何を議論すりゃええんやと、どこまで国分寺の人と地域の未来を語ればええんやということを疑問視せざるを得ないので、ぜひ、苦しいと思いますけど、表現をもっと明確に、クリアに市民にもわかりやすく、それは国分寺の町民に言うだけじゃなくて、高松市民に対してでもメッセージになりますので、ぜひ表明していただきたいと思っております。これは意見でございます。

議長（増田会長） 済みません。お待たせしました。

宮崎委員 国分寺の宮崎ですけど、先ほどから梶村委員さん、遅れてる遅れてるということなんですけど、後から参加した町というのは、まず、一番大事な編入か新設合併かと、これが一番の問題で、そこで議論して、その中で、言うたら悪いんですけど、香川町、国分寺町としたら大きな町なんですけど、そこらが編入になったらもうそれに従うしかないということで進んできとんで、それでこれを私どもの今やっているより先追い越して協議が進むようなことは恐らくないと思います。これは、あとは並んでいくと思いますので、その辺はちょっと余り遅れとる遅れとるといのはちょっと気になりますけれども。

その中で特に、これ8月に、私ども、協議会をされるものとおったんですけど、何か高松市の事情によってという言葉が聞かれたんです。これは一体何でしょうか。ぜひ私どもはしてほしいんですけど。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 次回の日程について未定という段階で提案をさせていただいておりますが、

これは先ほどもありましたが、両方の協議会の委員の日程調整上の問題でありまして、早急に日程を詰めていくということでございますので、その点も御理解をいただきたいというふうに思います。

宮崎委員 今言われたんですけど、早急に言うけど、これ9月の予定なんですか、それとも8月に考えるんですか、どちらなんですか。

議長（増田会長） 事務局から。

事務局長 事務局から補足しますが、現在のところ、そこに提案しているのは9月上旬ということで提案をいたしております。

先ほど来、この協議会での御発言もありますので、8月も含めて調整をさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それじゃ、もう相当時間も経過しましたので、本日の会議はこのあたりで閉じさせてもらうてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、まことにありがとうございました。

これをもちまして、高松市・国分寺町合併協議会第6回会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後 2時55分 閉会

会議録署名委員

委員

森 谷 芳 子

委員

綾 野 忠 雄